

## 「インターネットに国境はない」

オンライン知的財産権侵害事件で Google に対する  
下級審の世界的差止命令をカナダ最高裁判所が支持ダニエル・アンソニー<sup>\*</sup>，鈴木 晃治<sup>\*\*</sup>

カナダ最高裁による最近の判決 *Google v Equustek*, 2017 SCC 34 は、カナダの裁判所が知的財産権侵害に対して、実際的かつ効果的な救済を積極的に提供していることを強調するものである。したがって世界各国の実務者も、カナダにおいて侵害が発生した場合、カナダの裁判所からいかにして助力を得ることができるか検討することをお勧めする。当該 *Google* 事件判決でカナダ最高裁は、非当事者である検索エンジン (Google) に、侵害者である会社に導く検索結果の提供を、国境を問わず禁止する下級審の判決を支持した。以下はカナダ最高裁の説示である。

“*The internet has no borders — its natural habitat is global. The only way to ensure that the interlocutory injunction attained its objective was to have it apply where Google operates — globally. (インターネットに国境はなく、世界中に所在するものである。当該中間的差止命令を確実にその目的を達成するには、Google が事業を行う場所、つまり全世界を対象とする以外方法はなかった。)*”

## A. 知的財産権侵害は世界的な影響を及ぼす

世界的な規模で相互に関連する経済社会のもとで、自身が所有する権利をいかに効果的に実施するかは、近年知的財産権所有者が深刻に懸念する問題である。特にインターネット上での知的財産権侵害は、即座に世界中に広がる。以下の3点は、インターネット上で発生した権利侵害に対して権利行使を試みる際、権利所有者が直面する主な障

害である。

1. インターネットの匿名性のため、オンラインでの権利侵害は責任者の識別が難しい場合がある。
2. オンライン権利侵害は世界規模で広がるが、知的財産権の執行に関する裁判所の管轄権は、一般的に国内に制限されている。
3. 一件の侵害が解決しても、それが別のウェブサイトにも再度出現する可能性もあるため、救済の効果は必ずしも永久的ではない。

今回の *Google* 事件判決は、状況に応じてカナダの裁判所が、このような障害を克服する措置を希望し、またそうする権限を有することを認める判決である。これを実現するため、カナダの裁判所は、広範囲に及ぶ衡平法上の権限を適用し、裁判所が正当とみなす限り必要とされる命令を発する。このような命令には、不正を働いていない第三者を拘束するものもあり、その効力は世界に及ぶ。したがってこの *Google* 事件判決は、カナダだけでなく世界中の知的財産権所有者にとって、重要な意味をもつとする見方が強い。

\* アソシエイト，スマート&ビガー／フェザーストン  
ホー オタワ事務所

\*\* パートナー，スマート&ビガー／フェザーストン  
ホー オタワ事務所

本稿は、スマート&ビガーフェザーストンホーの司法修習生である Nora Labbanz の協力を得てまとめた。著者より謝意を表す。

## B. 世界規模の侵害には世界規模の救済が必要

世界知的所有権機関はインターネットを、世界的に最も急速に拡大している世界的な模倣品流通フォーラムであると見ている<sup>1)</sup>。OECDによると、2007年の模倣および偽造製品の流通額は2,500億米ドルと推定されていたが<sup>2)</sup>、2013年にはおよそ4610億米ドルにまで増加した<sup>3)</sup>。国際商業会議所は、この額は2022年までには9,910億米ドルにまで及ぶと推測している<sup>4)</sup>。したがって知的財産権所有者は、自分の知的財産権を保護するために、効果的な戦略を展開することが必須である。

上述のとおり、インターネットには国境がなく、知的財産権侵害行為の温床となっているため、インターネット上の侵害に係る訴訟には困難が伴うことがある。知的財産権所有者が自分の権利を実施しようとしても、ひとつの侵害サイトが閉鎖されたほぼ直後に別のサイトが立ち上がる、いわゆる「もぐらたたき」現象に悩まされることが多い。

このような実状から、知的財産権を効果的に実施するためには、侵害が起こっているところのサービス・プロバイダーに対する申立てなど訴訟以外の方法を戦略とする傾向が強い。このような方法は効力に制限はあるものの、訴訟に比べて迅速かつ低コストであり、電子商取引プラットフォーム（アマゾン、アリババ）、ソーシャルメディア（Facebook, Twitter）、インターネット・インフラストラクチャ・プロバイダー（ウェブサイトホストやドメイン名登録業者など）、オンライン検索エンジン（Googleなど）、ほとんど全てのインターネット・サービス・プロバイダーに対して提起できる。このことから、近年ではインターネット・サービス・プロバイダーの大多数が、第三者責任を回避するため、知的財産権侵害申立に対応する社内方針を確立している。

しかし、このようなインターネット・サービス・プロバイダーの社内方針は、必ずしも効果的とは言えない。以下は、その例である。

1. 的確な申立を提起するには、特定の要件が課される。
2. 知的財産権所有者の登録権利が帰属する管轄に、効力が限定されている。
3. 救済の対象となる侵害の種類に制限がある。
4. 常習的な侵害に対して自動的に適用される救済策がない。
5. 侵害者が誰であるかを公表しない。

上記の要因には、今回のGoogle事件判決に該当するものもある。Google社の方針では、問題となっている侵害サイトを同社のカナダ検索ページ“google.ca”から削除するだけであった。しかしこれでは、カナダ以外の世界各国では引き続き権利を侵害する内容にアクセスでき、カナダ国内のユーザーでさえ、“google.com”を使えば容易に同内容にアクセスできてしまう。

社内方針にはこのような制約があるため、知的財産権所有者は、重要な事件においては侵害を停止するよう、裁判所に助けを求める以外に方法はないであろう。その意味で、裁判所が有する侵害解決の権限は、インターネット・サービス・プロバイダーの社内方針より、はるかに効力が強い。

カナダにおいて裁判所が発令する差止命令は、侵害に対応するために利用可能な、最も強力で実効性の高い手段のひとつである。差止命令自体は、侵害製品の製造、広告、販売など、特定の行為への関与または幫助を停止する命令に過ぎない。しかしその真の威力は、裁判所が必要かつ合理的なあらゆる手段をもって、自らが発令した差止命令が確実に遵守されるべく、衡平法上の包括的権限を有するという事実にある。これについてカナダ最高裁は、Google事件判決で以下のように判示した。

*“The problem in this case is occurring online and globally. The internet has no borders — its natural habitat is global. The only way to ensure that the interlocutory injunction attained its objective was to have it apply where Google*

*operates – globally.* (本件の問題は、インターネット上で、世界中に発生している。インターネットに国境はなく、世界中に所在するものである。当該中間的差止命令が確実にその目的を達成するには、Google が事業を行う場所、つまり全世界を対象とする以外方法はなかった。)”

カナダ最高裁は、Google に対する命令がカナダのみを対象としても、実際に被った被害に対応しないため、それは偽りの救済であると認めた。

### C. Google v Equustek 事件判決の議論

カナダ最高裁の Google 判決により、カナダの裁判所は、自ら発令した命令を執行する権限を有することが強く肯定された。

#### i. 背景

当該 Google 事件は、小規模のテクノロジー会社 Equustek の元流通業者である Datalink が、Equustek の製品を自社のもので称して販売し始めた事に係るものである。更に Datalink は、Equustek に帰属する機密情報および企業秘密を取得し、競合製品のデザインに利用した。Datalink は当初、Equustek に提起された侵害訴訟において抗弁していたが、最終的には手続きを放棄しカナダから撤退した。

それに対して Datalink は、Equustek による侵害製品の販売を差止める中間的差止命令の発令を申立てた。ブリティッシュ・コロンビア州地方審裁判所 (trial court) は Datalink に対して中間的差止命令を発令したが、Datalink は故意に裁判所の命令に反し、大規模なウェブサイトネットワークを通じて侵害製品の販売を継続した。これらのウェブサイトは、消費者がオンライン検索エンジンを使えば容易に検索でき、Google 社の Google™ は、そのようなオンライン検索エンジンの中で最も著名なものである。そこで Equustek は、Google の検索結果から侵害内容を削除するよう Google 社に協力を求めた。そうすれば、消

費者が Google 上で Equustek の製品を検索した際、偶発的または意図的に侵害ウェブサイトを見ることが難しくなると考えたからである。

Google 社は、上記協力の前に裁判所からある命令を取得することを Equustek に要求した。その命令とは、Datalink がインターネット上で事業を行うことを一切禁止するというものであった。その後、Google 社は当該命令の執行に協力し、google.ca 上のカナダ国内検索データベースから 345 のウェブサイトを削除した。しかし Google 社は、Google グローバル検索データベースからはこれらのウェブサイトを削除しなかったため、侵害サイトはカナダ国外のユーザおよび、カナダ国内でも google.com を使って検索したユーザには引き続きアクセス可能であった。さらに Datalink は、当該侵害内容を、自社のウェブサイト内で別の新しいページに移動させ続けることで、Google 社の行為を妨害した。

Google 社との交渉で侵害問題を解決することができなかった Equustek は、今度は Google 社に対して世界的に効力をもつ中間的差止命令の申立てを地方裁判所に提起し、Google 社が同社の世界中のデータベースから Datalink のウェブサイトを完全に削除することを要求した。ブリティッシュ・コロンビア州地方裁判所は、Datalink による侵害を禁止する原命令の遵守を強制するための最も現実的な方法であるとして、当該中間的差止め発令に合意した。

Google 社に対する上記判決はブリティッシュ・コロンビア州控訴裁でも支持され、その後、Google 社はカナダ最高裁へ上告を申立てた。

#### ii. カナダ最高裁での争点

上告を受理した時点で、カナダ最高裁は以下の争点を認めていた。

1. 情報公開や表現の自由の問題に鑑みて、裁判所はいかなる状況において、検索エンジンに検索結果をブロックするよう命令を発することができるか。また、そのような命令にはどのような (地理的または時間的)

制限が課されるのか。

2. カナダの裁判所は、カナダ国外の検索結果をブロックする権限を有するか。
3. 申立人は、いかなる不正も働いていないと推定される非当事者に対して中間的差止命令を申立てる権利を有するか。その場合、どのような状況で申立てられるのか。

### iii. 判決

最高裁による7対2の多数判決は、中間的差止命令に関する確立したカナダの法律は当該事件にも適用されるとする下級審の判決を支持し、いかなる変更も要求しなかった。カナダにおいて中間差止命令を取得する際の3段階テスト (three-part test) は以下の通りである。

1. 審理に値する重要な争点があるか。
2. 差止命令が発令されない場合、回復不能の被害があるか。
3. 便宜性の均衡 (balance of convenience) は、差止命令の発令または拒否のいずれを支持するか。

カナダ最高裁は、「差止命令の発令の当否は、当該事件のあらゆる局面において正当であり、かつ衡平法に基づいているかどうか (*Whether granting the injunction would be just and equitable in all the circumstances of the case.*)」が究極の問題であると説示した。

最高裁は判決に至る過程で、差止命令による救済の発令に関して以下のような原理を明確に支持した。

1. 中間的差止命令を発令した地方裁判所の判決は同裁判所の裁量によるものであり、控訴裁から高い尊重を受けるに値する。
2. 差止命令は衡平法に基づくため、憲法による規制がない限り、衡平法に管轄権をもつ裁判所は、差止命令を発令する無限の権限を有する。
3. 中間的差止命令の目的は、事件の実態

(merits) が判断される際に効果的な救済が可能であるよう、訴訟の争点 (問題となっている知財の価値など) を「保全」することにある。

4. 中間的差止命令は、審理の完了または事件の終結まで実効性を有する。

次に最高裁は、上述の3段階テストを適用した。Google社は最初の2段階の要素 (「重要な争点」および「回復不能の被害」については重点を置いて論争せず、第三の要素である「便宜性の均衡」に焦点をおいた。Google社は、以下に示す3つの論点をもって便宜性の均衡に基づき差止命令を拒否すべきであると訴えたが、いずれも提出された証拠をもとに棄却された。

- a. 差止命令は非当事者には適用されない
- b. 差止命令はカナダ国外には適用されない
- c. 差止命令は、部分的にしか効果をもたらさない場合は、発令されない

この3点について最高裁は、以下のように結論を下した。

#### a. 差止命令は非当事者にも適用可能

カナダ最高裁は、*MacMillan Bloedel* 事件判決を引用して、差止命令は非当事者に適用されないというGoogleの訴えは、これまで長きにわたり確立された法理に反すると説示した。

*“it may be confidently asserted … that both English and Canadian authorities support the view that non-parties are bound by injunctions. (英国およびカナダ当局は、非当事者は差止命令に拘束されるという見解を支持すると (中略) 確信をもって主張できる)”*

またカナダ最高裁は、*Norwich* 命令 (非当事者に対して情報や書類の開示を強制する命令) や *Mareva* 差止命令 (事実審理前に非当事者に被告の財産を凍結させる命令) 等、カナダにおいて非

当事者に対して発される命令を多数論議した。同裁判所はさらに、英国およびウェールズ控訴院による *Cartier* 事件判決と本件との類似点にも言及した。*Cartier* 事件判決では、CARTIER ブランドの高級商品の模倣品を販売するウェブサイトが、連合王国において閲覧できないようブロックするため、何ら不正を働かなかった5の非当事者に対して差止命令が発令された。

#### b. 差止命令はカナダ国外にも適用可能

カナダ最高裁は、差止めはカナダ国外には適用されないという Google 社の主張は認められないと判示した。その理由として、Google 社がブリティッシュ・コロンビア州で事業を行っているという事実は、Google 社に対人 (*in personam*) および州レベルでの管轄権を確立するに十分であると立証され、Google 社はこれらの判決に対して訴えを申立てなかったと、裁判所が一度対人管轄権を立証すれば、当該裁判所は、その個人の全世界における行為を禁止する差止命令を発令する権限を有するという、現在でも有効な判例が多数あることに言及した。また最高裁は、Datalink はそれまでに下級審が発令した差止命令に違反し続けており、Google 社が受動的にこの違反行為を助長しないようにするには、差止命令を全世界を対象とすることが唯一の現実的な方法であるとして、以下のように判示した。

*“The internet has no borders - its natural habitat is global. The only way to ensure that the interlocutory injunction attained its objective was to have it apply where Google operates - globally. (インターネットに国境はなく、世界中に所在するものである。当該中間的差止命令が確実にその目的を達成するには、Google 社が事業を行う場所、つまり全世界を対象とする以外方法はなかった。)”*

Google 社は、Equustek は各国で個別の命令を申立てるべきであると主張したが、最高裁は、それでは膨大な費用がかかり、現実的ではないとの

判断を下した。

最高裁はさらに、Google 社がその検索エンジンが操作されている場所から、世界範囲の検索結果を変更するのは非常に容易であり、本件命令によって Google 社が不都合を強いられることはなく、Google 社も、児童ポルノやヘイトスピーチへのリンクの回避などを目的として Google の検索結果を変更・修正することができ、実際にそうすることも頻繁にあることを認めていたと説示した。

最後に、カナダ最高裁判所は、世界的な差止命令は他国の権限に抵触するため国際礼讓に反するという主張も却下した。同裁判所はこの主張は理論的なものに過ぎず、差止命令が他国の法律に反する証拠はどの国にも提出されていないと判示し、また、当該命令が表現の自由に重大な危機をもたらすことは想定できないとして、以下のように説示した。

*“We have not, to date, accepted that freedom of expression requires the facilitation of the unlawful sale of goods. (表現の自由には不法な商品販売が必要であるという主張は、未だかつて受け入れられていない)”*

一方で最高裁は、当該命令が表現の自由に関連する法律など他国の法律に反するという証拠を得た場合、Google 社は、当該命令の変更を申立てることができることを承認した。

#### c. 中間的差止命令は効果の実現が目的

カナダ最高裁は、差止命令発令後も侵害サイトは存在し続けたため、当該差止命令は永久的な解決策ではないという Google 社の主張を退けた。その証拠として、Datalink がそれ以前に裁判所が発令した命令を全て無視していたこと、Equustek は Datalink の所在地を確認しようと努めたができなかったこと、および、Google 社の検索エンジンが潜在的顧客を Datalink のウェブサイトへ直接誘導しなければ、Datalink の事業は成り立たないことが挙げられた。最高裁は、この事実は

Google社に侵害の責任を直接的には負わせないが、「Google社は、想定可能な被害を実際に発生させるに当たり、決定的な役割を担うことになった（“This makes Google the determinative player in allowing the harm to occur.”）」と判示した。したがって、差止命令発令後も当該ウェブサイトは他の検索エンジン（Googleよりはるかに小さい市場占有率ではあるが）を通してアクセス可能であったが、当該差止命令は現実的な効果を得るためには最も適切な解決策であったとされた。

#### iv. *Google v. Equustek* 事件の結論

今回の *Google* 事件判決では、訴訟当事者だけでなく、カナダに何らかの関連がある非当事者に対しても、衡平法に基づきカナダの裁判所は中間的差止命令を発令する権限を有することを、最高裁が強力に告知した。加えて非当事者に対する差止命令は、当該事件のあらゆる状況において正当かつ衡平である限り、世界各国において実効性を有する。したがって、カナダの裁判所は他国の命令を援助する権限を有し、本案事件がカナダに関連する限り、カナダで法的救済を求めることは世界の企業にとって有益となり得ることを示している。

#### D. カナダの裁判所が発令できる衡平法上の多様な救済措置

カナダには、今回の *Google* 事件判決の争点となった第三者に対する差止命令以外にも、知的財産権を執行するためにカナダの裁判所が発令できる衡平法上の命令がいくつかある。その代表的なものに、*Norwich* 命令、*Mareva* 差止命令、および *Anton Pillar* 命令が挙げられ、それぞれを以下に簡単に説明する。

##### i. *Norwich* 命令

*Norwich* 命令は、一方の当事者が相手の当事者を提訴する際に必要な、第三者が所持するあらゆる情報または文書の開示を強制する目的で取得される。*Norwich* 命令は、オンライン上での知的財

産権実施問題において、判明していない侵害者を特定するために利用することができる。知的財産権所有者は、侵害者の身元に関する情報を入手できるカナダのインターネット・サービス・プロバイダーを探し出し、そのプロバイダーに情報開示を強制する命令を裁判所に申立てるだけでよい。以下は、裁判所が *Norwich* 命令発令の当否を判断する基準である<sup>5)</sup>。

1. 侵害者に対する主張が有効、誠実、または合理的であるという証拠が存在するか
2. 情報開示を求められている第三者が、問題の行為に何らかの形で関与していることが立証されているか（インターネットホスト会社、販売プラットフォーム等）
3. 第三者は、最も実際的かつ利用可能な情報源であるか
4. 第三者は、情報開示により発生する可能性がある費用を保障されるか、および
5. 法的公正さから見て、情報開示命令の取得は望ましいか

カナダの裁判所は近年、カナダのインターネット・サービス・プロバイダーに対して *Norwich* 命令を多数発令し、映画を違法ダウンロードして著作権を侵害した疑いのある何千人もの人物を特定させた。

##### ii. *Mareva* 差止命令

カナダにおいて原告が利用できるもうひとつの救済法に、*Mareva* 差止命令がある。これは、権限を有する裁判所の管轄区に所在する侵害者の財産凍結を目的とする差止命令であり、原告の潜在的主張を打破する目的で、財産が審理前に管轄区から除去される危険が明らかに存在する場合に利用できる。

財産凍結には、裁判所が、銀行など財産凍結権力を有する非当事者の協力を必要とする場合が多い。このような協力は、正当で衡平（just and equitable）であると裁判所が判断した場合にのみ、非当事者に対して命令される。さらに *Mareva* 差

止命令は、侵害者の財産を管理するカナダ国外所在の当事者に対しても発令が可能で、侵害者の財産凍結を強制し、世界的な実効力を与えることができる。

### iii. *Anton Piller* 命令

カナダの裁判所が発令でき強い効果を有するもうひとつの救済法は、*Anton Piller* 命令である。この命令は、審理前に物品や文書の差押を許可する保全命令の一種であり、その対象にはウェブサイト全体の管制も含まれる。*Anton Piller* 命令は捜査押収命令に相当するが、警察ではなく原告により申立てられる。発令されると、原告は緊急事態において、疑いのある侵害に関する物品や文書の捜査および差押えが許可される。*Anton Piller* 命令は、暫定申請 (interlocutory motion) という方法により、被告に対する事前通告なく取得できる。原告は、被告が事件に関連のある物品、文書その他の証拠を所持しており、また被告が事前に通告を受けた場合、このような証拠が破棄されてしまう可能性が現実的に存在するという明確な証拠を提出しなければならない<sup>6)</sup>。

## E. カナダの裁判所は法執行に協力的

カナダの裁判所には、効率的かつ低コストで知的財産権を主張できる特徴が多数あり、以下はその例である。

### i. 広範囲に及ぶ手続き

カナダの裁判手続きは、「申立 (application)」もしくは「訴訟 (action)」により提起され、両者それぞれに長所がある。

1. **申立**：口頭や書面による証拠開示義務も事実審理もない、簡素な手続き。申立人は、申立通知を提出し、請求する措置を明示し、宣誓供述書の形式で証拠とともに自身の主張を支持した後、意見書を提出し、口頭審理に出廷する。数か月以内に完結する 경우가多く、かかる費用は訴訟に比べはるかに少なく済む。しかし、

非申立人に証拠を要求することはできず、申立人は自らの主張を立証しなければならないことが主な難点である。申立は、知的財産権所有者が侵害行為に対する差止命令を求めており、侵害者が獲得した利益の開示を要求しない場合に理想的な手続きである。

2. **訴訟**：書面および口頭による完全証拠開示、実存する証人および反対尋問を伴う、裁判官による完全審理が権利として与えられる、基本的な手続き。訴訟は、原告が侵害によって受けた重大な損害の賠償を請求するための情報入手したり、侵害範囲を最大限に追及することを希望する場合に理想的な手続きである。費用は必然的に申立より高く、判決を得るのに平均2～3年を要する。しかし、カナダにおける訴訟のほとんどは、正式な事実審理に持込まれる前に解決される。

カナダでは、上述の手続き以外にも、迅速に判決が得られる複数の簡易手続きが可能である。

1. **懈怠判決 (Default Judgment)**：侵害者が裁判手続きにおいて抗弁しない場合、知的財産権所有者は直ちに懈怠判決を申立てることができる。この場合、知的財産権所有者は請求の実体を確立する証拠文書の提出を要求され、認められれば判事が拘束力のある判決を下す。

2. **略式判決 (Summary Judgment)**：侵害者は抗弁したが、事実が明確で信頼性にも問題がない場合、知的財産権所有者は略式判決を申立てることができる。知的財産権所有者と侵害者はそれぞれ、自らの最善の主張を書面で提出することが要され、事実問題と法律問題を判断するために必要な証拠が全て揃っていると裁判所が信じる場合、即刻判決が下される。

3. **サマリー審理 (Summary Trial)**：侵害者が抗弁し、証拠開示の後に何らかの争点はあるが正式な事実審理の必要性は認められない場合、裁判所は、宣誓供述書、専門的証拠、および証拠開示の証言を伴うサマリー審理を許可する場合がある。サマリー審理が許可されると、証人

を裁判所に出頭させる必要がなくなり、審理予定日も大幅に早くなる。

## ii. 多様な救済措置

上述以外にも、カナダの裁判所では多様な救済措置が可能である。カナダの裁判所は、被告による行為を禁止または特定の行為を強制する差止命令を発令する権限を有する。また、損害賠償の命令、侵害者が得た全利益の監査を随意で命令することもできる。さらにカナダの裁判手続きでは、裁判費用の一部が敗訴側から勝訴側に弁済される。

## iii. 外国裁判所との協力に長い歴史

カナダの裁判所は外国裁判所との協力にも寛容で、カナダの法律に反しない限り、通常は外国裁判所の命令を尊重する。したがって、状況に応じて、外国裁判所の命令を認容し、その命令がカナダ在住の個人またはカナダ所在の財産に対して執行されるよう、カナダの裁判所に申立てることが可能である。

さらにカナダの裁判所は、カナダ在住の個人による証言を、係属中の外国裁判手続に使用する許可を求める囑託書（または申請書）を実施する。

## iv. 一つの裁判所がカナダ全土の知的財産紛争に対応

最後に、カナダにおける知的財産に関する紛争は全て、連邦裁判所によって管轄される。したがって、当事者が自分に有利になりそうな裁判所を探し回る、いわゆるフォーラム・ショッピングの実質的な危険性はないと言える。

## F. 本判決とカナダとの関連

上述の救済法すべてに関して、カナダの裁判所が自ら発令したり、外国の裁判所による命令を実現して外国事件に助力するには、それに対応する権限を必要とする。したがって、カナダ国外の実務者は、以下に示すように、カナダの管轄権との関連性を検討することが薦められる。

- a. 問題となる侵害が、カナダで発生している。ここで言う侵害には、特許、商標、著作、意匠、トレードシークレットなどのカナダの知的財産権を侵害する、何らかの侵害行為（製造、表示、宣伝広告、販売など）が含まれる。
- b. 侵害者が、個人としてカナダの管轄権に従属する。カナダが当事者に対する管轄権（カナダでの裁判だけでなく）を確立するためには、当該当事者がカナダに「実際的また本質的な関連」（“real and substantial connection”）を有してしていなければならない。この要件は、カナダにおける事業およびカナダ国民には自動的に適用されるが、カナダ国外における事業がこの要件を満たすことは難しく、カナダとの関連の程度によって定められる。Google 事件では、ブリティッシュ・コロンビア州地裁および控訴裁により、Google 社がカナダ人にサービスを提供し、積極的にその広告サービスをカナダで販売し、および同社ウェブサイトにおいてカナダのユーザーからデータを収集したという事実は、上述の要件を満たすのに十分であると判示された。
- c. 救済を提供できる第三者がカナダの管轄に従属する。不正を働いておらず、カナダに所在もしくは居住する第三者が、侵害の停止、関連情報の提供、もしくは争点となっている財産を管制する権利がある場合、カナダの裁判所は、当該侵害の解消に助力するよう、当該第三者に命令することが可能である。

## G. カナダ国外での実効性

カナダの判決がカナダ国外にも適用される場合、その実効性が問題となることがある。そのような場合、外国の裁判所による承認は必要とされず、可能であればカナダの裁判所がその命令を執行するのが通常である。

上述したとおり、世界中に実効性を有する命令



は、侵害者や該当する第三者がカナダの法律の管轄に従属するか、争点となっている侵害がカナダで発生している場合に発令される（ウェブサイトのホストはカナダに存在するが、世界中でアクセスが可能な場合など）。この場合、通常、カナダの裁判所は他国の裁判所に助力を求めることなく、命令の遵守を執行できる立場にある。命令を遵守しない当事者は、裁判所に対する侮辱としての罰金、財産の差押え、懲役などの罰則の対象となり得る。

この問題は *Google* 判決でも浮上し、裁判所の命令がいかにして執行されるかが議論された。裁判所は、*Google* 社は当該裁判所の管轄下にあり、命令を遵守しない場合は裁判所侮辱で罰則を科して *Google* 社に遵守を強制する権限があると説示した。

一方でカナダの裁判所は、世界的に実効性を持つ命令が他国の法律に矛盾し得ることに敏感でもある。他国の裁判所が、その管轄下ではカナダの命令は適用されないと判断した場合、カナダの裁判所は当事者にカナダ命令の遵守を要求せず、その命令の変更合意するのが通常である。

今回の *Google* 判決では、まさにこれと同じことが起こった。最高裁で敗訴した後 *Google* 社は、同社の地元管轄区である米国カリフォルニア州連邦地裁に、カナダ裁判所判決からの救済を求める訴えを提起した。*Google* 社は、同社が発行人ではなく単なるサービス・プロバイダーであるため、通信品位法の下で責任を免除されると訴えた。その結果 2017 年 11 月 2 日、米国の裁判所は予備差止命令のテストの要件は満たされていると認め、同事件の米国最終判決が下されるまで、*Google* 社をカナダで発令された命令の遵守義務から解放した。*Equustek* やその他の参加人が、*Google* 社によるこの提起に対して不服を申立てなかったのは注目に値するであろう。

*Google* 社がこの予備差止命令に満足するか、米国裁判所に本件の最終判決を求めるかは不明である。また、他国がカナダで発令された命令の範囲に反対した場合、（カナダ最高裁が招請したように）*Google* 社がブリティッシュ・コロンビア

州地裁に対してその変更を求める訴えを提起するか否かも、現時点では不明である。

カナダで発令された命令は、カナダの裁判所によってその管轄下にある当事者に対して直接執行され、他国の助力が要求されることは極めて稀である。一方で、他国の裁判所がその管轄でカナダの法律の適用に合意しない場合は、カナダの裁判所はその見解を尊重するのが一般的である。

## H. 結語

カナダ最高裁判所による *Google* 事件判決で証明されたように、カナダの裁判所は、衡平法に基づく広い権限を有しており、知的財産権を実現し、実際的かつ実効的な結果をもたらすため、その権限を積極的に行使している。その例として、適応裁判所の管轄下で不正を働いていない第三者に対しても、世界各国に実効性をもつ命令の発令権が挙げられる。このように広範囲にわたる実効的かつ実際の救済法がカナダの裁判所を通して獲得できることから、知的財産権の実施戦略にとって重要な国だと言える。

したがって、侵害がカナダの組織や居住者によるものである場合、カナダ国内で起こっている場合、もしくは事件に介入し侵害を防止することができる第三者（不正を働いていない第三者を含む）がカナダに存在する場合、知的財産権所有者はカナダの裁判所に対する申立てを検討することが薦められる。

(注)

- 1) WIPO “IP Infringement Online: the dark side of digital” (*WIPO Magazine*, April 2011) [http://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/2011/02/article\\_0007.html](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2011/02/article_0007.html), accessed 27 September 2017.
- 2) OECD, *Magnitude of Counterfeiting and Piracy of Tangible Products: An Update* (2009), online < <https://www.oecd.org/sti/ind/44088872.pdf> >, accessed 28 September, 2017.
- 3) OECD, *Global trade in fake goods worth nearly half a trillion dollars a year ?* OECD & EUIPO, online: <<http://www.oecd.org/industry/global-trade-in-fake-goods-worth-nearly-half-a-trillion->

dollars-a-year.htm>

- 4) Frontier Economics, The Economic Impacts Of Counterfeiting and Piracy (Commission Report International Chamber of Commerce, Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy (BASCAP) and International Trademark Association (INTA), 2017); online: <[http://www.inta.org/Communications/Documents/2017\\_Frontier\\_Report.pdf](http://www.inta.org/Communications/Documents/2017_Frontier_Report.pdf)>, accessed 29 September 2017.
- 5) *GEA Group AG v Ventra Group Co*, 2009 ONCA 619, 312 DLR (4th) 160.
- 6) *Nintendo of America Inc v Coinex Video Games Inc* (1982), 69 CPR (2d) 122 at 129 (FCA).

(原稿受領日 平成 29 年 10 月 31 日)

— CANADA —

スマート&ビガー  
革新的なビジネスが選ぶ、  
カナダ知的財産のリーダー

<b>2017 年 Benchmark Canada Awards</b> 最優秀知的財産訴訟法律事務所	<b>2017 年 Managing Intellectual Property's North America Awards</b> 最優秀カナダ知財専門法律事務所
<b>2017 年度版 Chambers &amp; Partners – The World's Leading Lawyers</b> カナダ知的財産法部門最高位	<b>2017 年 The Legal 500 Canada</b> 知的財産法部門最高位

スマート&ビガー  
フェザーストンホー

オタワ トロント モントリオール バンクーバー カルガリー

UNPARALLELED IP  
SMART-BIGGAR.CA